

趣意書

SAN Net

私たちは、いま、「国際化社会」「情報化社会」「超高齢化社会」と表現される、変動的な時代をむかえています。種々の変化は、政治や経済、あるいは環境問題、福祉の課題として大きく取り上げられていますが、分野に限定されることなく、問題と課題が結びつき、より深い地殻変動につながっているようです。

ある中世史家は、数百年来の日本社会の枠組みが大きく変わりつつあることを指摘します。一方、近代科学的な世界観や方法論が転換されつつあることを、それぞれの立場から主張する物理学者や地理学者、哲学者たちがいます。既存の世界産業構造が社会変化に対応できなくなると警告する社会学者がいます。ある人が二十世紀システムの崩壊を唱えれば、またある人は近代システムそのものの終焉を主張します。このような中、私たちは、「社会の危機」というタイトルを見ても新鮮味すら感じなくなっているのが現状です。

個々の問題を越え重要なことは、何がどこまで変わるのか、今後どうすればいいのか、それが多くの人にとって未明の問題だということです。

世界が、ものの見方が、社会が、人間関係が、流動化し、しかし確固とした未来の見えない現代社会。それは私たちに多大な影響を及ぼしています。年齢、性別、立場、地域の違いにかかわらず、個人生活の中にストレスや漠とした不安となって立ち現れ始めています。労働環境の問題、学校教育の問題、家庭や親子の問題という社会的現象になり、還流しているのですが、「こころの健康」「癒し」という言葉の脇を通り抜けた個々人は深い悩みと孤独をかかえ、精神科クリニックや病院、相談機関を訪れています。

精神病とその回復をめぐる問題を社会問題に還元することはできませんが、社会のありようと切り離すこともできません。

したがって、一人ひとりの悩みと課題を受け止める諸機関や制度、精神医療と保健福祉は大きな役割を担っています。

しかし、かつて精神医療はその閉鎖性ゆえに指弾を受け、指導監督する行政も含め、多くの問題をかかえていました。WHO（世界保健機構）から派遣されたクラーク医師が、わが国の精神医療の状況を調査し、地域精神衛生活動に力点を移すべきであると勧告したのは1968年でした。

1988年に精神保健法が施行され、以来10年余のあいだに精神医療とその近接領域は大きく変化し、入院医療から地域医療が重視されるようになりました。福祉的側面を充実するために、95年には精神保健福祉法に改正され、96年には精神障害者地域生活支援センター事業が設置され、今後市町村の役割が大きくなるなど、精神保健福祉サービスの利用者（以下『ユーザー』）が安心して地域生活を送るための支援制度が確立しつつあります。さらに、地域で暮らすユーザーの権利擁護とその支援体制の確立も急がれています。

長い道のりでしたが、多くの人々の努力によって、クラーク医師の勧告と現代的ニーズにこたえる社会づくりが進められているのです。

かつて、一様に「患者」として捉えられていたユーザーは、いまでは「回復者」「障害者」「利用者（ユーザー）」「サバイバー（生還者）」「当事者」と呼ばれ、あるいは自ら主張しています。医療の対象から、福祉の担い手へ、そして自己表現する個人へと、ユーザーをつつむ社会的な枠組みは広がりました。これは、ユーザーと日本社会が多様性と主体性を回復しつつあるあらわれでもあるのです。

しかし、これらのことによって、ユーザーが地域で生活する上での課題がなくなったわけではありません。制度改革の明るいニュースの陰で、いまだ社会的入院が病床の多くを占めています。ユーザーの人権を損なう社会復帰施設の事例が報道されることもあります。複数のサービスを受けつつも孤独のうちになくなるユーザーも少なくありません。

私たちは、ユーザーを隔離し制御することでことたりていた時代の終わりと、友人たちと共にユーザーが地域で生きる時代の幕開けの両方に足を置き、両側の事態と向き合っているのです。

私たちの時代をより良い方向に進めるためには、ユーザーの声をサービスの諸制度に結びつけ、ユーザーと共に精神保健福祉の変革をすすめようとする姿勢が必要です。消極的にユーザーの権利を守るという水準にとどまらず、ユーザーの権利を共同の行為の中で実現しようとする積極的な関係が求められているのです。

時代の分水嶺にいるいまこそ、権利に関する次の言葉を想起しなければなりません。

義務の観念は権利の観念に優先する。権利の観念は義務の観念に従属しており、それに相関・依存する。一つの権利はそれ自体として有効なのではなく、その権利と対応する義務によってのみ有効となる。一つの権利が現実に行使されるにいたるのは、その権利を所有する人間によってではなく、その人間に対してなんらかの義務を負っていることを認めた他の人間たちによってである。(シモーヌ・ヴェーユ)

私たちはこの言葉を心の最も深いところで受け止め、生活と活動の中に体現させたいと願っています。

この言葉の意味するところに従えば、制度や個々のサービスを充実する方向に舵を取り、より良い地域社会を実現させるという目標のためには、ユーザーと周囲の関係者・友人・知人・仲間が互いに権利を認めあい、敬意を払うことが必要だということです。そして、とくに記憶に留めくべきことは、ユーザーの権利を周囲の人々が認めるか否か、それが決定的な役割をもつという指摘です。

私たちは、大きく変化する社会、一人ひとりが切り離されていく現代において、ユーザーとの真摯な関係を模索し、精神保健サービスの具体的な充実をはかり、人と人が再びつながりを取り戻す営みを追究し、もって普遍的な社会的利益に寄与するために、市民、個々人の立場から以上の営みと活動を行うための特定非営利活動法人SAN Net青森を設立しました。

私たちはユーザーが病者・障害者である以前に個人であり、何人にも侵されてはならない人権があることを常に想起し、誰も自分の人生を自ら決定する力をもっていることを信じ、ユーザーの人生と生活にとって何が必要かをともに考え、行動します。

ユーザーとその友人・関係者による市民活動団体の私たちは、自発的参加と協同を基礎に、情報の透明度を高め、他の機関や関係諸団体とともにサービスと制度の拡充をめざします。

私たちは、社会文化のありようや人間関係に関心を寄せる多くの人々と結び合い、信頼関係をもとにつながりあう文化・社会の創造に寄与することをめざします。

私たちは、ユーザーが遠慮せずにはっきり言えること（スピークアウト、**Speak out**）は、自己と他者の人権を擁護する（アドヴォカシー、**Advocacy**）ことと密接につながり、その活動の積み重ねがともに生きる制度をつくる（ノーマライゼーション、**Normalization**）ことになると確信し、以上の活動を行なっています。